

データセット利用申請書

申請日： 年 月 日

前提条件：

- ・ データセットの利用を希望する者（以下「利用者」）は、本利用申請書を用いてデータセット提供者である株式会社ティアフォーに対し、データセットの利用を申請するものとします。
- ・ 利用者が、日本の法令や国際的に受け入れられた基準等を遵守していない場合、または外国の法的環境等によりサイバーセキュリティ確保に影響を受ける立場にある場合、当該利用者は、国際基準不遵守等事業者とみなされ、申請が認められないことがあります。なお、申請が認められない場合、その理由については開示いたしません。

当方は、上記の前提条件を承諾するとともに、「データセット利用規約」に同意のうえ、データセットの利用を申し込みます。

利用者 情報	氏名	
	所属 (会社・部署・大学など)	
	役職	
	住所 (データセット送付先)	
	データ利用予定者 (メンバーリスト)	
	電話番号	
	メールアドレス	
データセットの名称		
利用目的		
利用可否結果	<input type="checkbox"/> 利用可 <input type="checkbox"/> 利用不可	

以上

データセット利用規約

制定 2026 年 2 月 27 日

このデータセット利用規約（以下「本規約」という。）は、経済産業省による「令和 6 年度補正 地域の移動課題解決に向けた自動運転サービス開発・実証支援事業」において作成されたデータセット（第 1 条に定める）の利用条件を定めるものです。

1（定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。

- ① 「データセット」とは、別紙 1 に定めるデータをいい、当該データの複製物および当該データの利用に伴う関連資料等を含むものとします。
- ② 「データセット提供者」とは、別紙 1 に定めるデータの作成者であり、当該データを第三者に提供する権利を有する者をいいます。
- ③ 「目的」とは、AI や自動運転技術の学術的研究利用または製品開発利用をいいます。
- ④ 「利用者」とは、本目的のため、データセットを利用する者をいいます。

2（本規約への同意）

利用者は、本規約に同意したうえで、本規約の定めに従いデータセットを利用するものとします。

3（利用条件）

1. 利用者は、目的および本規約の定めに従い、自己の業務または営利活動を目的とした非商用・商用にデータセットを利用することができます。なお利用者が、データセットを利用して独自に研究・開発した技術・システム等について生じた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、その他著作権を含む。）の帰属は、利用者に帰属します。
2. 前項にかかわらず、利用者は、データセットについて以下の行為を行ってはなりません。
 - ① データセットの全部または一部の第三者への再配布（無償・有償を問わない）
 - ② データセットの販売、再販売、貸与、譲渡等の商取引行為
 - ③ データセットを第三者が取得可能な状態で公開、アップロード、送信等する行為
3. 利用者は、データセットを用いて個人を特定する行為を行ってはなりません。また、データセットを構成するデータを用い、特定の個人と関連づける行為も行ってはなりません。
4. 利用者は、データセットを構成する個々のデータに、著作権、人権、プライバシー等の侵害のおそれがあると判断される情報等（以下「侵害可能性情報等」という。）が含まれていることを知得した場合、直ちにデータセットの利用を中止するとともに、データセット提供者に報告し、データセット提供

者の指示に従うものとします。また、侵害可能性情報等およびこれに関連する情報を第三者に開示してはなりません。

5. 法令、条例または公序良俗に反するデータセットの利用や、国家・国民の安全に脅威を与えるデータセットの利用は禁止します。
6. 利用者は、本規約に同意した時点で、経済産業省が公開する「AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1 版」の内容を十分に確認・理解し、これを遵守することを前提としてデータセットを利用するものとします。

4 (データセットの提供)

1. データセットの利用対価は、無償です。
2. データセット提供者は、本データセットを記録したハードディスクドライブ等の物理的媒体を交付する方法により、利用者にデータセットを提供します。なお、データセットの提供に際し生じる郵送料・物理的媒体、作業工数に係る費用は、利用者が負担するものとします。
3. 利用者は、物理的媒体によりデータセットの提供を受けた場合、当該物理的媒体を秘密として厳に管理するとともに、利用者以外の第三者が利用できる状態にしてはなりません。
4. 利用者は、ダウンロードによるデータセットの提供を受けた場合、ダウンロードに必要な URL、ユーザ ID、パスワード等の情報を、利用者以外の第三者に知らせ、または知られないよう、秘密として厳に管理しなければなりません。

5 (データセットの管理)

1. 利用者は、データセットを利用（格納、処理、表示等を含む）する計算機、端末および通信設備等（以下、総称して「計算機等」といいます。）に対して、次の各号に定める物理的および技術的に適切な情報セキュリティ対策（例えば、計算式等を施錠可能な場所へ設置する、ファイアウォール・侵入防止システムの導入を含むが、これに限定されない。）を行うものとします。
 - ① 利用者は、利用を許諾された者以外の者がデータセットにアクセスできないように、計算機等に利用者 ID やパスワード等を適切に設定するものとします。
 - ② 利用者は、経済産業省が公開している「サイバーセキュリティ経営ガイドライン 3.0」および一般財団法人日本自動車工業会が公開している「自工会/部工会・サイバーセキュリティガイドライン V2.3」に則って、データセットを適切に管理するものとします。特に、データセットに個人情報が含まれる場合は、利用者は、個人情報の保護に関する法令等に定められた措置を講ずるとともに、利用者自身の個人情報と同等にデータセットを取り扱い、管理するものとします。
2. 利用者は、データセットの漏えいや不正アクセス等によりデータセットの漏洩の可能性がある場合は、速やかにデータセット提供者にその旨を報告し、データセット提供者の指示に従うものとします。

6 (研究成果の公表)

1. 利用者は、研究成果の公表・製品発表を含むいかなる発表・公表（以下、総称して「本発表」という。）において、適正な例示の範囲を超えてデータセット中のデータを本発表に用いる資料等に掲載してはなりません。また、データセットから知得した、特定の個人および組織が識別可能な情報、人権やプライバシー侵害につながる情報、その他公序良俗に違反する情報等についても、資料等に記述してはなりません。
2. 利用者は、研究成果を発表・公表する場合、当該研究成果がデータセット提供者より提供を受けたデータセットを分析した結果に基づくものであること（下記）を明示しなければなりません。なお、当該明示の方法は、当該研究成果の発表・公表方法を考慮し、印刷、映像、放送その他直接知覚することのできる手段を選択するものとします。

「令和6年度補正 地域の移動課題解決に向けた自動運転サービス開発・実証支援事業の成果であるデータセットを利用」

7（情報の利用）

データセットの利用申込に際し利用者が提出した情報は、次の各号に定める目的に利用します。

- ① 審査のため
- ② データセットの利用状況の確認のため
- ③ データセットの利用に関する連絡・書類作成・管理等の業務および統計のため
- ④ データセットを利用した研究成果等の収集・整理・分析等のため
- ⑤ データセット利用の事実を出版物やウェブサイト等に掲載するため

8（規約違反・データセットの提供終了）

1. データ提供者は、利用者が本規約に違反し、データ提供者からの改善の通告にもかかわらず、当該違反が改善されない場合、当該利用者に対し、データセットの利用を取りやめ、データセットの破棄を利用者通知します。
2. 利用者が行った行為（故意であるかないかを問わない）に起因してデータセット提供者に著しい支障が生じた場合、データ提供者は、利用者への事前の通知なしにデータセットの提供を中止または終了することがあります。
3. データ提供者にやむを得ない事情が生じた場合、データ提供者は、データセットの提供を中止または終了することができるものとします。

9（損害賠償）

利用者が本規約に違反したことによりデータ提供者に損害を与えた場合、データ提供者は、利用者におけるデータセットの利用を即時に中止し、損害賠償請求、契約解除、その他必要な法的措置を講じます。

10 (免責事項)

1. データセットについて、次の各号に定める事項を含めいかなる内容についても保証しません。
 - ① 利用者の利用目的を満たすものであること
 - ② 利用者の求める時に提供されること
 - ③ データセットの内容に誤りや偏りがないこと
 - ④ データセットが何らかの事実を表現したものであること
 - ⑤ データセットに不正プログラム等の有害なものが含まれないこと
 - ⑥ データセットに公序良俗に違反する内容が含まれないこと
 - ⑦ データセットが第三者の著作権、その他知的財産権、営業秘密またはプライバシーその他一切の権利を侵害していないこと
2. データセットの利用に起因または関連して生じた事故、損失、損害、第三者との間での紛争、クレームまたは請求（以下、総称して「本紛争等」という。）について、一切の責任を負いません。また、本紛争等に起因または関連して利用者に生じる損害、損失費用（弁護士費用等を含む。）についても、一切負担しません。
3. 利用者は、本件紛争等に対し、自己の責任でこれを解決するものとします。

11 (反社会的勢力の排除)

1. 利用者は、現在および将来において、自らが、本契約の締結日において、次の各号に掲げる者（以下「反社会的勢力」と総称する。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ① 暴力団
 - ② 暴力団員
 - ③ 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - ④ 暴力団準構成員
 - ⑤ 暴力団関係企業
 - ⑥ 総会屋
 - ⑦ 社会運動等標ぼうゴロ
 - ⑧ 特殊知能暴力集団
 - ⑨ その他前各号に準ずる者
2. 利用者は、現在および将来において、自らが、本契約の締結日において、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ① 反社会的勢力によって経営を支配されていること
 - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
 - ③ 自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していること

- ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること
 - ⑤ 自らの役員または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
3. 利用者は、現在および将来において、自らまたは第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為

12（譲渡の禁止）

利用者は本規約における地位または本規約から生ずる権利・義務の一切を、第三者に譲渡またはその他の方法で処分してはならないものとします。

13（規約の変更）

本規約の内容は、利用者への事前の通知なしに変更・追加・訂正されることがあります。変更・追加・訂正は、改定後の本規約が HP などに掲示された時点で有効となります。

14（紛争解決）

本規約は日本法を準拠法とします。本規約またはデータセットの利用に関して疑義が生じた場合、データ提供者は、誠意をもって利用者と協議し、問題を解決することに努めます。

以上

（以下、余白）

別紙 1

データセット

データセット名	地域の移動課題解決に向けた自動運転サービス開発・実証支援事業データセット
データセット提供者	株式会社ティアフォー
提供データ	DS1 乗用車実世界データ DS2 商用車実世界データ DS3 合成データ

実費相当額

項目	単価	数量	小計	備考
データセット	0	1	0 (無償)	
HDD	50,000～ 100,000 円	8	400,000～ 800,000 円	1 セットあたり 16TB HDD を 8 本使用を想定 提供時点での HDD 価格によ り変動
輸送費	6,000 円	1	6,000 円	片道輸送費及び輸送のための ケースを含む
人件費 (手数料)	10,000 円	-	10,000 円	
実費合計			40～80 万円程度	

以上

(以下、余白)